

KNC NETWORK NEWS

2018年2月24日 発行

経営一言:「またつらい時期がくるかもしれないけど、次の幸せのためのステップだと思う」 (羽生 結弦 五輪金メダル・フィギュア選手)

ー所長コメント: 未来永劫、順風満帆が続くとは限らない。山があれば谷があることを肝に命じておくこと。今の痛みは大きな経験であり財産です。次のステップとなります。有難い教えです。ー



(有)北野財経システム
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26
オリエンタル新大阪ビル 707 号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
http://kncc.co.jp

気になる記事: 病院ベッド、39都道府県で過剰。不要な入院招く懸念

日本の病院のベッド数が大幅に必要を上回ることがわかった。2016年のベッド数は25年に必要とされる予測より約5%多い。医療は供給過剰が不要な需要をつくる傾向があり、現状では医療費増に拍車がかかる。厳しい高齢化に備えて、病院にコスト感覚を徹底させるなどの転換が必要になる。「地域医療構想」は団塊世代が75歳以上になる25年をにらんだ医療体制をつくる材料。必要なベッド数は人口推計や年齢ごとの入院率などをもとに試算している。

社員割引、3割引きまで源泉徴収不要 《税務》

自社の商品を社員に値引き販売すると、値引きした分は社員に「経済的利益」があったとみなされるので、会社は給与の支払いをしたものとして基本的に源泉徴収しなければなりません。しかし、一定程度の販売価額以上であれば源泉徴収は不要となります。判断の基準は国税庁の通達に記されて、販売価格が原価以上であり、一般消費者に販売する価格のおおむね70%以上なら問題ありません。3割引きまでなら会社は源泉徴収が不要で社員割引販売ができ、社員に給与課税されることがありません。

なお、販売額は必ずしも全社員一律にする必要はありませんが、通達によると「地位、勤続年数に応じた合理的なバランスが保たれる範囲内の格差」にしないと給与課税の対象になるので注意が必要です。また、一般の消費者が生活に使う量を大量に超えて社員に販売すると、他社への転売などによって社員が利益を得る可能性もあるので給与として課税されます。

グリーン車通勤、支給する手当は非課税にならず 《税務》

社員に支給する通勤手当は、国税局の基本通達によると「最も経済的かつ合理的な経路」で通勤するための金額であれば、月15万円までは所得税の課税対象にはなりません。在来線だけではなく、新幹線を利用しても上限までは非課税ですが、グリーン車の代金は課税対象になるので注意しなければなりません。

例えば、静岡駅から東京駅に通う社員が「月に数回は新幹線のグリーン車で快適に通勤させてほしい」と願い出てきたため、月13万4千円の新幹線代(定期代)のほかに、8枚のグリーン券の合計額14万6千円を非課税の通勤手当として処理するのは間違いです。グリーン車の料金はたとえ非課税限度額の範囲内でも課税対象となるので、会社は給与の一部として源泉徴収しなければなりません。

また、通勤が遠距離になる社員への負担の重さを考慮し、定期券の額面にプラスして支払った通勤手当も、定期券代を超える部分は源泉徴収の対象になります。

棚卸資産の評価損 《税務》

棚卸資産は、時価が下がったことで会社が評価替えによって価額を減らしたとしても、その減額は基本的に損金に算入されません。なぜなら、その商品などを販売しない限り、価格下落による損失は発生しないためです。

ただし、会社の経営が傾いて民事再生手続きが決定されたときや、資産が「災害で著しく損傷したとき」、さらに「著しく陳腐化したとき」が、損金算入できる例外として挙げられています。

倒産や災害は分かりやすいですが、常に微妙な判断になるのが「陳腐化」です。売れ残った季節商品で、今後は通常価格で販売できないことが明らかであるものなどがこれにあたります。

ただ、例えばファッション衣料で、アパレル業界の人にしか分からない「流行遅れ」という判断だけでは、その商品が「著しく陳腐化した」と税務署に認められるのは難しいです。商品に欠陥がないにもかかわらず、環境の変化などで価値が著しく減少し、その価値が今後回復しないと認められる状態にあることが、「著しく陳腐化」したと認められる条件です。

見習い中 《経営》

時々行く飲食店には、「只今見習い中」という名札を付けた店員がいつも数人います。長い人は数年間付けているようです。彼らは接客動作が早く、先輩や店主が呼ぶと大きな声で返事をして、指示通りに動きます。最近の新入社員の多くは「研修中」という名札を付けていますが、一般的に3ヶ月程の試用期間が終わると自動的に外してしまいます。本人も研修中という名札を外すと見習い期間が終わったと思い、先輩から学ぶ姿勢が消えてしまう人もいます。同時に、先輩の方も後輩の教育が終わったと思い、後輩の欠点に関心を持たなくなる場合があります。

「能」の秘伝書『風姿花伝』に、「上手にもわるき所あり。下手にも、よき所必ずあるものなり。これを見る人もなし。主も知らず。上手は、名を頼み、達者に隠されて、わるき所を知らず。」とあります。見習い中の人が先輩の技術や接客法等を学ぶ事は当然ながら、先輩が慢心してしまう事は一層問題です。仕事上大きなミスをする人は、見習い中の者よりも先輩の方が可能性は高くなります。見習い中の人を見守る姿勢は、先輩の成長を促す効果があると考えられます。

因みに、前掲の『風姿花伝』は、「上手は下手の手本、下手は上手の手本なりと工夫すべし。」と結んでいます。